

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億二千五百一十万円、資本準備金の額を十一億四千七百七十六万九千二百二十円減少し、また令和八年五月二十五日から令和八年六月三十日まで募集株式の発行及び新株予約権の行使により資本金の額及び資本準備金の額が増加した場合には、当該募集株式の発行及び新株予約権の行使により増加する資本金の額及び資本準備金の額と同額分減少することによりいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://spacer.co.jp/announce>

令和八年五月二十五日

東京都中央区日本橋三丁目九番一号日本橋三丁目スクエア三階

株式会社SPACER

代表取締役 徳永 大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億三百八十八万円、資本準備金の額を一億三千三百六十八万七千八百八十八円減少することによりいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和八年四月三日

掲載頁 一七九頁（号外第八十号）

令和八年五月二十五日

東京都渋谷区猿樂町一七番一〇号代官山アートビレッジ三階

株式会社The Chain Museum

代表取締役 遠山 正道

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四十八億二千五百五十五万五千五百円、資本準備金の額を四百八十一億六千五百五十五万五千五百円減少することによりいたしました。

ただし、当社が発行している新株予約権が令和八年五月十四日から令和九年三月三十一日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う株式発行により増加する資本金及び資本準備金の額と同額分を合わせて減少いたします。

効力発生日は令和九年三月三十一日であり、株主総会決議は、令和八年六月二十四日を予定しております。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年五月二十五日

東京都港区西新橋三丁目七番一号

株式会社ジャパニーズスプレー

代表執行役社長CEO 明間 純

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千九百九十九万八千三百七十七円、資本準備金の額を三億八千六百五十五万五千九百七十六円減少することによりいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年十月二十四日

掲載頁 一一七頁（号外第二三七号）

令和八年五月二十五日

福岡市西区九大新町五番五

株式会社JCCCL

代表取締役 梅原 俊志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十五日

千葉県船橋市浜町三丁目一番四号

厚生水産株式会社

代表取締役 杉井 和夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することによりいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年五月二十五日

東京都港区虎ノ門四丁目一番三五号

株式会社南悠商社

代表取締役 菊池 節

株式分割につき通知公告

当社は、株式一株を五万株に分割することによりいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年六月十九日です。

令和八年五月二十五日

愛知県名古屋市中村区名駅三丁目二八番一

二号

株式会社リベルケア

代表取締役 川久保次朗

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である株式会社エウレカが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年五月二十五日

東京都港区三田一丁目四番一号

MATCH.COM GLOBAL SERVICES LIMITED

日本における代表者 株式会社エウレカ

代表取締役 山本 竜馬

限定承認公告

本籍東京都墨田区東向島四丁目六番一、最後の住所東京都墨田区堤通二丁目一〇番一八一一一、被相続人 亡 金子 久幸

右被相続人は令和八年五月十三日死亡し、その相続人は令和八年五月十四日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月二十五日

東京都墨田区堤通二丁目一〇番一八一一一

一、被相続人 亡 渡邊 良俊

本籍東京都品川区西大井二丁目五二四〇番

地、最後の住所東京都品川区西大井二丁目一番一、被相続人 亡 渡邊 良俊

右被相続人は令和七年九月六日死亡し、その相続人は令和八年五月八日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月二十五日

東京都中央区日本橋三一一四画廊ビル五階

相続財産清算人 渡邊 正俊

代理人弁護士 清水 修

限定承認公告

本籍東京都港区三田四丁目一五番、最後の住所東京都港区高輪二丁目一五番三一八〇四号、被相続人 亡 細谷 一郎

右被相続人は令和七年八月十二日死亡し、その相続人は令和八年五月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月二十五日

東京都港区高輪二丁目一五番三一八〇四号

相続財産清算人 細谷美津江

限定承認公告

本籍山口県下関市豊前田町一丁目一六八番地、最後の住所高知県高知市神田七五六番三八号、被相続人 亡 占野 牧人

右被相続人は令和八年三月十五日死亡し、その相続人は令和八年五月十三日高知家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和八年五月二十五日

兵庫県芦屋市南浜町四番一〇号

限定承認者 占野 尚人

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和八年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することによりいたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和八年五月二十五日

東京都千代田区大手町一丁目九番五号

株式会社KPMG FAS

代表取締役 岡田 光